

くじ引きの方法について

【くじの手順】

- ① 国税庁長官が指定する 13 桁の番号（以下法人番号という）の小さい順にくじ番号（0、1、2…）を付与します。
- ② 同条件入札の入札書に記載された「くじの数」を合算し、その合計額を当該参加者の数で除算し、余りを算出します。
- ③ 上記②の計算結果による余りと一致した上記①のくじ番号の入札者を落札者とします。

【例】「A社」と「B社」が参加した場合

- ・ A社の参加申込書にはくじ番号「333」、B社の入札書には「800」と記載がある。
- ・ A社の法人番号の方がB社より小さかったこととする。

【具体的な手順】

- (1) 入札を執行する者が、「くじ引きの記録」に法人番号の小さい順に商号を記入する。
- (2) 「くじ引きの記録」に「A社」のくじの数（333）「B社」のくじの数（800）を記入する。
- (3) 「A社」と「B社」のくじの数の合計を計算し、「くじの数合計（a）」の欄に記入する。
$$333 + 800 = 1133$$
- (4) 「くじ対象業者数（b）」は、「A社」と「B社」の2者なので、当該（b）の欄に「2」を記入する。
- (5) 「くじの数合計（a）」を「くじ対象業者数（b）」で除し、その余りを「余り（c）」に記入する。
$$1133 \div 2 = 566 \text{ 余り } 1$$
- (6) 余り「1」と一致する「くじ番号」の者が受託者に決定するため、「B社」に決定となる。